

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄関係 沖縄復帰に伴う特別措置法案(1)

|       |   |
|-------|---|
| メタデータ | 言語:<br>出版者:<br>公開日: 2019-02-05<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: -<br>メールアドレス:<br>所属:       |
| URL   | <a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43546">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43546</a> |

大蔵省

1. 国、県存地

2. 債権債務、單位切替

大正十一年第一回修改令要綱(案) 一五

第四、法の施行の際、琉球政府の機関、従来  
が市町村その他の法人または個人が使用または  
収益するものと認められたいる所有財産は、  
法の施行の日以後、一年間を限り当該  
使用または収益を認められたいる者は  
對し、従前の同一の条件で使用または

収益をなせるものとすること  
但し、同二に

おいて特に必要がありと認め

める場合には、その条件を要するこ  
まなほ新たな条件を付することからし  
まざるものとし、また、国有財産法が  
二十四条及び二十五条の規定は、  
当該使用または収益をなす場合に

法  
甲  
するものとすること。

外  
務  
省

(国有の財産の管理及び処分の特例)

大蔵省第一条 この法律の施行の日において沖縄県の区域に所在する国有の財産のうち、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第六条第二項の規定に基づきアメリカ合衆国から譲渡を受けた財産で政令で定める用途に供されるもの及び政令で定める公共の用に供されるその他の財産については、当分の間、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)、国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二十九号)又は物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十九号)その他の法令の規定によるほか、政令で定めるところにより、関係地方公共団体に対し、無償又は時価より低い価格で譲渡し、又は貸し付けることができる。

2 沖縄県の区域に所在する国有財産法第二条に規定する国有財産(以下「国有財産」という。)のうち、昭和二十一年一月二十八日において沖縄県が事務、事業又は職員の住居の用に供していた公用財産及び同日において神社の用に供し、若しくは供するものと決定し、又は旧国有財産法(大正十年法律第四十三号)の規定に基づいて寺院若しくは教会に無償で貸し付けていた財産については、政令で定めるところにより、無償又は時価より低い価格で譲渡し、又は貸し付けることができる。

3 沖縄県の区域に所在する国有の財産で、この法律の施行の際現に琉球政府の機関、従前の市町村その他の法人又は個人が使用し、又は収益することを認められていたものについては、政令で定めるところにより、これらの者に対し、使用させ、又は収益させることができる。

正誤表 見加う

の 徳島県の区域に所在する国庫の財産又は神戶縣の財産で、この法律の

施行の際現に現行政府の機関、従前の立所村その他の法人又は個人が使

用し、又は収益するものと認めらるるものについては、政令で定め

るに依り、これらの旨に對し、使國とせ、又は収益させるものと

する。(うせることかふる)

しつゝ  
しつゝ

移住課長

旅券課長

官房総務参事官  
 官房書記官  
 法令班  
 経済局総務参事官  
 ④ 参事官  
 ⑤ 参事官  
 ① アメリカ局長  
 ① 参事官  
 北米第一課長

此項より  
なす回答可

当箇において処理を要するものが無く、とりまの答無しと了解しますが、  
経参室の御意見承りたし。

債権債務の単位の切かえについて

46.8.2

米北一

多般、沖繩、北方対策調整部長より、別添  
のとおりに本件に關する本省の意見同示す

要請越は、本件は外務省所管關係  
措置と要する場がある等、本省全般

的な問題であると思料を以て、これを  
官房総務参事官室にて処理を依頼  
(とりよめ)

すべしといたし。

8/20 10:00  
調整部 高橋  
意見の  
連絡済

↓  
官房総務参事官室にて処理を依頼

GA-5

2012

外務省

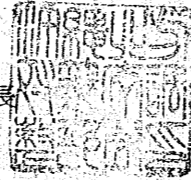
アメリカ局長  
参事官  
北米一課長

増  
新  
局長  
親展

沖・北対第2698号  
昭和46年7月24日

外務省アメリカ局北米一課長 殿

沖縄・北方対策庁調整部長



債権債務の単位の切かえについて

標記については、本年2月27日付事務連絡にて貴見をお伺いしたところでありますが、これに基づきその後検討を重ねた結果、今般別添のとおり大蔵省より原案の提示がありましたので送付し

ます。

同案について至急御検討のうえ、貴見御回示下さい。

庶事務官

森本

沖  
前  
査

漁

航  
空

調  
査

調  
査

調  
査

調  
査

調  
査

調  
査

調  
査

調  
査

調  
査

調  
査

調  
査

調  
査

調  
査

調  
査

調  
査

調  
査

調  
査

調  
査

調  
査

調  
査



沖縄・北方対策庁

B-5 タイプ用紙216 (100枚入り)

(註) 当方としては先に配布した「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(仮称)に規定すべき実体的事項(案)」で示したとおり標記事項は、法律案として整理したい所存であるが、この点なお調整中である。

沖縄・北方対策庁

B-5 タイプ用紙216 (100枚入り)



## 債権債務の切かえについて

### 1 大蔵省原案 別紙のとおり

### 2 本案による債権債務の当事者

過去2回の事例があるが、今回の規定は外密原方式と同じく、居住者相互間に限定される。この場合居住者の概念は、外為法上の取扱いと一致させ、また居住者は、国、地方公共団体が含まれることを明確にする。

これは既令の中で定議する。(表決は検討中)

### 3 居住者間に限定した理由

通貨交換との斉合性

外為法の適用により、外貨保有が認められなくなる居住者に通貨交換義務をかわせる通貨交換の規定の対象範囲と一致させる。

債権債務の単位の切かえは、通貨交換と並んで外為法第30条の集中義務上違法の問題を惹起しないことを目的とするものであり、外為法上の居住者を対象とするのが当然である。

### 4 国及び地方公共団体と非居住者間の債権債務

切かえの範囲が居住者間に限定された結果、租税、罰金等、外為法上の「居住者」[非居住者]の区分を前提としない制度については本案では切かえられないことになる。これは制度の趣旨上切かえる必要があるが、その措置は所管省庁別に、別途措置することになる。

### 5 その他

帳簿に記載すべき(1)資本、資産、負債(2)株式の額面金額、出資一口の金額(3)登記事項中のドル表示の金額などの切かえの規定は法務省にて作成依頼中

債権債務の単位の切かえ（大蔵省原案）

四六、七、二十二

（合衆国ドル債権又は合衆国ドル債務の措置）

第 九 条 沖繩にある居住者の間又は沖繩にある居住者と沖繩以外の本邦にある居住者との間に存する合衆国ドル債権又は合衆国ドル債務で本邦で決済されるべきものは、他の法令に特別の定めのあるもの及び特約のあるものを除き、沖繩の復帰に伴う特別措置法（仮称）施行の日において、公定の交換比率を基準として、大蔵大臣が別途定める比率で換算した日本円表示の債権又は債務に切りかえられるものとする。

（注） 居住者、非居住者の概念は、外為法上の取扱いと一致させることとする（居住者には、国及び地方公共団体も含まれる。）

なお、表現については、検討中。